

総務文教常任委員会

3月定例会で付託された議案8件と請願1件を審査しました。

☆朝倉市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

高額療養費の未請求問題に関し、市政に対する不信を招いた責任をとるため、市長の給料を平成24年4月から6月分までの3カ月間、10%減額するものです。平成19年度から21年度まで公費医療に係る高額療養費の請求について、当時の担当職員が、事務引継ぎが不十分であったことや、事務処理要領を誤認していたことから、高額療養費の請求権が時効により消滅し、市に約2千万円の損失を与えました。この損失については、関係職員等により自主的に返還されています。再発防止策の徹底、強化を

要望して可決しました。☆朝倉市甘木地域センター条例の制定について

条例の内容は、地域センターの目的、名称、開館時間、基本使用料や減免等についてです。また、地方自治法の規定により法人その他の団体を指定管理者として管理を行わせることができる事などを定めています。地域が活性化するための拠点施設として、地域が使いやすい施設となるように要望して可決しました。

この他6議案を原案のとおり可決しました。



甘木地域センター建設現場を視察

環境民生常任委員会

3月定例会で付託された議案11件を審査しました。

☆平成24年度朝倉市国民健康保険特別会計予算について

本予算は、事業勘定の総額を77億1千354万7千円で編成するものです。市の国民健康保険の被保険者数は徐々に減少傾向にあるものの、今日の医療の高度化や近郊の病院が多く、医療を受けやすい環境にあることもあり、1人当たりの医療諸費は伸びており、医療費の抑制は厳しいものがあります。歳入の面でも、被保険者の減少や不況下における所得の減少もあり、税収の確保も厳しい現況です。そこで、増加する生活習慣病を減少させるため、平成24年度から特定健診に心電図を追加し、疾病の早期発見、重症化の予防を行い、将来的な医療費の抑制につ

なげていきます。直営診療施設勘定については、総額を2億7千58万9千円で編成するものです。診療所の建物の雨漏りが発生しているため、24年度には屋上防水改修工事を行い、安心して来院できる環境改善を図ります。医療相談ができ、住民の健康管理ができる環境を整え、今後も市民の健康増進と更なる医療費の抑制に努力されるよう要望し、可決しました。

この他10議案を原案のとおり可決しました。



特定健診の受診率向上を

条例制定により、所有者に対して指導・助言をし、従わない場合は勧告・氏名等の公表をすることで問題の解消に取り組みます。審査にあたっては、条例制定の目的はもとより、代執行の検討、市民や自治組織との連携についての考え

建設経済常任委員会

3月定例会で付託された議案13件を審査しました。

☆朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例の制定について

市民の生活環境に害をおよぼす恐れのある家屋が放置され、管理不全となることを防止するため、条例を制定します。

朝倉市の空き家は1千430戸あり、住宅全体の6.5%を占めています。全国状況と同様、当市も空き家の増加に伴い、老朽危険空き家が増加すると予想されま

す。この条例制定が、危険老朽空き家問題の解決に向けた大きな前進につながるため、全員異議なく原案のとおり可決しました。そのほか、「朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」や「朝倉市原鶴水辺広場条例の制定について」など、12議案において活発な討議がなされ、原案のとおり可決しました。



条例制定は大きな一歩